

ハイサイ 税金相談室!

税のことならお気軽に...

電話無料相談

(正式名称:
無料税金相談室)

毎月第1、第3(木曜日)開催!

※2月・3月、また、祝祭日及び税理士会休日の日は除きます。場合により開催しない場合もございますので、予めご了承下さい。



©税理士会
広域キャラクター「にちぜいくん」

電話による
相談はこちら

◆相談日の確認は沖縄税理士会まで、お問い合わせ下さい。

☎098-859-6220

受付時間 13:00~16:00(相談時間は一人20分程度)



相談したいですか?
税のこと



はい! 私たち税理士が
電話でお応えします。



こんな時は、税理士にご相談ください

- ✓ 土地を売ったら税金は...
- ✓ 子供に住宅購入資金を援助したい...
- ✓ そろそろ相続税対策をしなければ...
- ✓ 事業を始めたい・会社を設立したいが税金は...
- ✓ コロナの助成金や給付金は、課税対象...?
- ✓ マイホームを手に入れたんだけど...
- ✓ 成年後見制度について詳しく知りたいけど...



(相談の範囲は一般的な事項とします)

相談方法
及び
注意事項

1. 相談料無料。ただし通話料はお客様ご負担となります。
2. 相談の範囲は、一般的事項にとどめるものとし、事実認定等見解の相違により、相談対象者に不測の損害を及ぼすおそれのある事項については取り扱いません。
3. 相談は電話により行うものとし、書面又はFAX、メールによる回答は行いません。

4. 相談の効率化のため、相談に必要な資料等をあらかじめご用意ください。
5. 税理士または税理士法人に依頼されている方の相談はご遠慮ください。
6. 税理士には法律で「税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない」と秘密を守る義務が定められておりますので、安心してご相談ください。



あなたの暮らしのそばにいる

沖縄税理士会

沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター7階

沖縄税理士会

検索

www.okizei.or.jp

詳しくはwebで!

